

# 介護予防・生活支援の拠点に向けて

実態把握マニュアル作成委員会・

介護予防プラン作成マニュアル委員会

中間報告

全国在宅介護支援センター協議会

## はじめに

介護保険制度は、種々の課題を抱えながらも1年を経て、国民のなかに定着しつつあります。在宅介護支援センターは、社会的援助を必要とする高齢者及びその家族に対する総合的相談、実態把握等を通して地域における自立した生活を支援するものであり、介護保険制度の施行とともに、居宅介護支援事業との連絡調整も含め、改めて在宅介護支援センターの役割が重要となっています。

平成13年度には、これまでの「実態把握加算」に合わせて「介護予防プラン作成加算」が地域型支援センターに位置づけられました。これは在宅介護支援センターに、①地域内の要援護高齢者の実態を継続的に把握すること、②必要により介護予防・生活支援サービスのマネジメントを行うこと、を通して地域における「介護予防・生活支援の拠点」となることが期待されていることに他なりません。

そこで本会では「実態把握」、「介護予防プラン」を全国のすべての在宅介護支援センターがその業務として取り組んでいけるように、「実態把握マニュアル作成委員会」および「介護予防プラン作成マニュアル検討委員会」を設置するとともに、実態把握と介護予防プラン作成を一体的にすすめる業務のあり方をまとめることといたしました。

今回の報告は中間報告という形となりましたが、今後は、具体的な記入方法や留意事項など、より詳細な部分を明確にする必要があり、引き続き検討をすすめていく予定です。

今回の報告が、実態把握の様式の参考になるとともに、来年度から始まる介護予防プラン作成の一助になれば幸いです。

平成13年3月

全国在宅介護支援センター協議会  
会 長 黒 木 隆 之

# 介護予防・生活支援対策の総合的实施について

## 一実態把握・介護予防プランのポイント一

全国在宅介護支援センター協議会  
実態把握マニュアル作成委員会  
介護予防プラン作成マニュアル検討委員会

介護保険制度は、「要介護」状態にある高齢者が、適切な介護サービスを計画的に利用できるシステムとしてスタートした。同制度の適切な運営と定着が高齢社会を支える重要なポイントとなるものであるが、同時に、高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、要介護状態がさらに悪化することがないようにする「介護予防」や、自立した生活を確保するために必要な支援を行う「生活支援」の取り組みを充実していくことも今後の重要な課題である。

このため、国においては、各市町村を実施主体として、介護予防・生活支援サービスの質量の拡充を図っているところである。そしてこれらサービスの実施に当たっては、関係機関・団体との調整も含め、円滑な事業推進を図るための体制を確立していくことが必要不可欠である。

また、介護予防サービスを実効あるものとし、結果として介護保険財政の健全化を図るためにも、在宅介護支援センター等の機能を活用して、介護予防サービスを視野に入れた実態把握を適切に行うこと、さらに、その結果に基づき、適切な介護予防サービスのプランを作成することが、介護予防・生活支援事業が真に意義あるものとして機能していくための鍵となる。

そこで、本委員会においては、

- 1 介護予防事業の基本的な考え方
- 2 市町村の保健福祉行政における在宅介護支援センターの役割について
- 3 介護予防サービスを視野に入れた実態把握の方法について
- 4 介護予防プランの作成の方法について
- 5 介護予防プランの評価について

提案するものである。

## 1 介護予防事業の基本的な考え方

ア 常に利用者の立場に立ったサービスの提供がなされなければならない。そのためには、利用者が、各保健・医療・福祉のどの相談窓口に来訪した場合であっても、相談者は、常に利用者にとって望ましいサービス、真に必要とされるサービスは何かを考えた上でのサービス提供がなされるよう努めることが必要である。

イ 介護予防・生活支援事業は、要介護状態になることを防ぐとともに、たとえ要介護状態であっても、その状態を悪化させないために必要なサービスを提供する事業である。したがって、要介護のリスクファクターのある者（介護保険で「非該当」となった者等）にとどまらず、「要支援」者や「要介護」者も含めて対象とすることが重要である。また、併せて家族介護者への支援も視野に入れる必要がある。

ウ 介護予防事業の目標は明確である。すなわち、介護のリスクファクターである「転倒骨折、閉じこもり、気道感染」などの予防であり、できる限り要介護の状態とならない生活を支援することである。

そのため、

- ①対象者の実態を適切に把握する。
- ②対象者の全体像をアセスメントし、課題を明確化する。
- ③目標を設定し、その達成のためのサービスメニュー（サービス計画）を提示する。
- ④実施状況を確認して、その評価を行う。

ことで、利用者一人一人に合った介護予防事業を展開する。

## 2 市町村の保健福祉行政における在宅介護支援センターの役割について

ア 基幹型在宅介護支援センターは、市町村保健センターと連携しながら介護予防事業に取り組む。

イ 市町村保健婦等の保健医療専門職と協力して実施していく。

事業実施において、社会資源の有効活用が図られるよう、これまで市町村保健婦等が実施していた地域の予防活動の情報を把握するとともに、事業の企画段階から市町村保健婦等の保健医療専門職と情報交換しながら進めていくことが重要である。なお、その他の地域の社会資源情報（民生委員・老人会・自治会・婦人会等の活動、ボランティア活動）についても、常にその状況を把握するよう努めることも必要である。

ウ 「要支援・要介護」と認定を受けた方に対する介護予防サービスの利用、調整については、介護保険サービスのマネジメント機関である居宅介護支援事業者と連携して取り組む。

①要介護認定で「要支援・要介護」と認定され、介護予防サービスが有効と認められる対象者のサービスの調整については、当該者を担当する居宅介護支援専門員が既に「ケアプラン」を作成しているものと考えられることから、基幹型在宅介護支援センターは、当センターの主催する「地域ケア会議」などを有効に活用し、「ケアプラン」に介護保険サービスのみならず介護予防サービスも盛り込めるよう居宅介護支援事業者を支援する役割が望まれる。

（\*この場合、「ケアプラン」の一部として介護予防プランを作成するものと考えられる。）

②また、要介護認定の結果「非該当」となった高齢者や認定をうけていない者等、介護保険サービスの対象とはならないが要介護状態になるおそれのある者に対しては、適切な介護予防・生活支援サービスを利用できるように支援していく必要がある。こうした業務については、相談援助・実態把握からの一貫した支援（マネジメント）機能を発揮して、地域型在宅介護支援センターが担っていくことが望ましい。

（\*平成13年度在宅介護支援センター運営費でも、地域型在宅介護支援センター事業の中に「介護予防プラン作成加算」として、1件あたり2,000円が新設された。）

### 3 介護予防サービスを視野に入れた実態把握の方法について

「別紙1」及び「例1」は、介護予防プランにつなげていくこと等も念頭においた実態把握票の例を示している。これは、予め必要と思われる項目を網羅的に示しているものなので、より簡単な実態把握票の作成については、地域の実情に応じて、適宜検討されたい。また「別紙1」を実態把握の基本形とし、介護予防プランのアセスメントとしてより詳細に把握する場合に、必要があれば「例1」を参照して実態把握票に加え活用する方法が考えられる。

(\*「実態把握加算」については、①「別紙1」の「基本項目」等により基本情報を収集する段階、②高齢者の状況によって、より詳細な把握を必要とする段階、が考えられる。)

### 4 介護予防プランの作成の方法について

実態把握の結果に応じて、どのようなサービス検討を行うべきかといったマトリクス表を「例2：サービス検討項目表」に示している。また、これに対応してどのようなサービスが考えられるかといった「サービス対応表」を「例3」に示している。介護予防サービス計画（別紙2）は、これらを参考としつつ、個別な判断を加えて、短期目標から中長期目標をもって、具体的なサービス計画を立案する際に使用する様式例である。

(\*介護予防プラン作成にあたっては、対象者のニーズをおおまかに「生活援助系」、「健康管理系」、「複合系」に分け、それぞれについて典型的なサービス計画の例を予め作っておくことも有効でないかと考える。)

### 5 介護予防プランの評価について

#### ア 介護予防プラン作成後の評価の必要性と期間について

介護予防プランは、作成すればそれで終了するというものではなく、定期的に実際のサービス提供者と連絡を図るとともに、利用者の状況を把握することにより、自らが作成したプランを評価し、その結果、必要があれば適宜見直しを行っていくべきである。

(\*その際も、実態把握票に記録することとする。)

なお、見直しまでの期間については、概ね6ヶ月程度と考えられるが、利用者の状

況等に応じ、弾力的に行われるべきである。

#### イ 評価の流れについて

利用者の状況については、時の経過とともに変化していたり、新たな問題点が現れたりする場合もある。そこで「介護予防プラン」を作成した在宅介護支援センター等は、概ね3～4ヶ月程度が経過したころに、利用者の状況を再アセスメントするとともに、目標に沿ったサービスとなっているか、プランどおりにサービス提供がなされているかなどの観点から、サービス提供状況を確認し、利用者に対して立てたプランを修正する必要があるかを確認する。その結果、必要があると認められれば、サービス提供方針の見直しや、それに伴うサービス内容、週間スケジュール、サービス提供期間などの見直しを行い、「介護予防プラン」の修正もしくは作成をする。

(\*再アセスメントの結果、プランを修正・作成した場合には、この段階で「介護予防プラン作成加算」の対象となると考えられる。)